不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	環境政策課
処分の名称	浄化槽の保守点検又は清掃についての改善命令等
処分権者	市長
根拠規定	浄化槽法第12条第2項
基準規定	浄化槽法第12条第1項・第2項 周南市浄化槽設置等に関する指導要綱第17条第3項
処分基準	浄化槽法第１２条第１項、第２項 （保守点検又は清掃についての改善命令等） 第１２条　都道府県知事は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。 ２　都道府県知事は、浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、当該浄化槽管理者、当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は当該技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、１０日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第２条別表１１の2

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	環境政策課
処分の名称	浄化槽の水質検査についての措置命令
処分権者	市長
根拠規定	浄化槽法第7条の2第3項
基準規定	浄化槽法第7条の2第3項 周南市浄化槽設置等に関する指導要綱第8条第3項
処分基準	浄化槽法第７条の２第１項、第２項、第３項 (設置後等の水質検査についての勧告及び命令等) 第７条の２　都道府県知事は、前条第一項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。 ２　都道府県知事は、浄化槽管理者が前条第一項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。 ３　都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第２条別表１１の2

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	環境政策課
処分の名称	事故時の応急措置命令
処分権者	市長
根拠規定	悪臭防止法第10条第3項
基準規定	悪臭防止法第10条第1項 悪臭防止法第四条の規定に基づく特定悪臭物質の種類ごとの規制基準本則
処分基準	悪臭防止法第１０条第１項、第２項、第３項、第４項 悪臭防止法第４条の規定に基づく特定悪臭物質の種類ごとの規制基準 規定は略
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	環境政策課
処分の名称	悪臭物質の排出減少措置命令
処分権者	市長
根拠規定	悪臭防止法第8条第2項
基準規定	悪臭防止法第8条第1項・第2項 悪臭防止法第四条の規定に基づく特定悪臭物質の種類ごとの規制基準本則
処分基準	悪臭防止法第８条第１項 悪臭防止法第４条の規定に基づく特定悪臭物質の種類ごとの規制基準 規定は略
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	環境政策課
処分の名称	特定建設作業の振動防止方法の改善等の命令
処分権者	市長
根拠規定	振動規制法第15条第2項
基準規定	振動規制法第15条第1項・第2項・第3項 振動規制法施行規則第11条;別表第1
処分基準	１　振動規制法第１５条第１項 （改善勧告及び改善命令） 第１５条　市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴って発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。 ２　市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。 ２　振動規制法施行規則第１１条、別表第１ （特定建設作業の規制に関する基準） 第１１条　　法第１５条第１項の環境省令で定める基準は、別表第１のとおりとする。ただし、この基準は、別表第１第１号の基準を超える大きさの振動を発生する特定建設作業について法第１５条第１項の規定による勧告又は同条第２項の規定による命令を行うに当たり、同表第３号本文の規定にかかわらず、１日における作業時間を同号に定める時間未満四時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。 別表第１は略
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	環境政策課
処分の名称	特定工場等の振動防止方法の改善等命令
処分権者	市長
根拠規定	振動規制法第12条第2項
基準規定	振動規制法第12条第1項・第2項・第3項 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準本則 振動規制法第四条第一項の規定に基づき、同項に規定する時間及び区域の区分ごとの規制基準本則
処分基準	振動規制法第１２条第１項、第２項、第３項 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準 規定は略
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	環境政策課
処分の名称	特定建設作業の騒音防止方法の改善等の命令
処分権者	市長
根拠規定	騒音規制法第15条第2項
基準規定	騒音規制法第15条第1項・第2項・第3項 特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準本則
処分基準	騒音規制法第１５条第１項、第２項、第３項 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 規定は略
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	環境政策課
処分の名称	特定工場等の騒音防止方法の改善等の命令
処分権者	市長
根拠規定	騒音規制法第12条第2項
基準規定	騒音規制法第12条第1項・第2項・第3項 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準本則 騒音規制法第四条第一項の規定に基づき、同項に規定する時間及び区域の区分ごとの規制基準本則
処分基準	騒音規制法第１２条第１項、第２項、第３項 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準 規定は略
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	環境政策課
処分の名称	浄化槽定期検査についての改善命令
処分権者	市長
根拠規定	浄化槽法第12条の2第3項
基準規定	浄化槽法第12条の2第1項・第2項・第3項 周南市浄化槽設置等に関する指導要綱第10条第3項
処分基準	浄化槽法第１２条の２第１項、第２項、第３項 （定期検査についての勧告及び命令等） 第１２条の２　都道府県知事は、第１１条第１項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項本文の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。 ２　都道府県知事は、浄化槽管理者が第１１条第１項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項本文の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。 ３　都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第２条別表１１の２

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	環境政策課
処分の名称	過料
処分権者	市長
根拠規定	周南市空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止条例第17条
基準規定	周南市空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止条例第8条、第9条
処分基準	〇周南市空き缶等のポイ捨てその他の迷惑行為禁止条例第8条　市民等は、公共の場所及び他人が占有、管理、又は所有する場所に空き缶等をポイ捨てしてはならない。 第9条　市民等は、路上喫煙するときは、灰皿等たばこの吸殻を収納する容器が設置されている場所を利用し、又は吸殻を入れる専用の携帯用容器を携行し、これを使用するように努めなければならない。 ２　市民等は、次条第１項に規定する路上喫煙禁止区域においては、市長が定める場所以外で喫煙等をしてはならない。 第17条　次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料に処することができる。(1)第8条の規定に違反した者　(2)第9条第2項の規定に違反した者
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	環境政策課
処分の名称	斎場の使用の許可の取消し
処分権者	市長
根拠規定	周南市斎場条例第6条第1項、別表第1、別表第2
基準規定	周南市斎場条例第6条第1項、別表第1、別表第2
処分基準	○周南市斎場条例第6条第1項　市長は、前２条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、斎場の使用の許可を取り消すことができる。 （１）　この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。 （２）　市長の指示に従わないとき。
不利益処分をしようとする場合の手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	環境政策課
処分の名称	斎場使用料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市斎場条例第7条第1項
基準規定	周南市斎場条例第7条第1項
処分基準	〇周南市斎場条例第7条第1項 使用者は、別表第１又は別表第２に定める斎場の施設の使用料の合計金額を納入しなければならない。この場合において、使用料の合計金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 別表第１・別表第２（規定は略）
不利益処分をしようとする場合の手続	
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	環境政策課
処分の名称	墓地の使用の許可の取消し
処分権者	市長
根拠規定	周南市営墓地使用条例第11条第1項
基準規定	周南市営墓地使用条例第11条第1項
処分基準	〇周南市営墓地使用条例第11条 第11条　市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは使用の許可を取り消すことができる。 （１）　使用者が許可を受けた目的以外に使用したとき。 （２）　使用者が使用場所を転貸したとき。 （３）　その他この条例及びこれに基づく規則に違反したとき。 （４）　詐欺その他不正行為により使用許可を受けたとき。 ２　前項の規定により使用許可を取り消されたときは、使用者は直ちにその場所を原状に復し、市に返還しなければならない。 ３　使用者が前項の処理を行わなかったときは、市長において原状に復し、その費用は使用者から徴収する。
不利益処分をしようとする場合の手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	環境政策課
処分の名称	墓地の使用料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市営墓地使用条例第13条、別表第1、別表第2
基準規定	周南市営墓地使用条例第13条、別表第1、別表第2
処分基準	〇周南市営墓地使用条例第13条 墓地の使用料は、別表第１又は別表第２に定める額とし、使用許可の際徴収する。 別表第１・別表第２（規定は略）
不利益処分をしようとする場合の手続	
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	環境政策課
処分の名称	浄化槽設置等計画に係る改善勧告及び通知
処分権者	市長
根拠規定	浄化槽法第5条第2項
基準規定	浄化槽法第5条第2項・第3項 周南市浄化槽設置等に関する指導要綱第3条第2項
処分基準	浄化槽法第５条第２項、第３項 （設置等の届出、勧告及び変更命令） 第五条　浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。第七条第一項、第十二条の四第二項において同じ。）をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第五項、第七条第一項、第十二条の四第二項、第五章、第四十八条第四項、第四十九条第一項及び第五十七条を除き、以下同じ。）及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない。ただし、当該浄化槽に関し、建築基準法第六条第一項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事若しくは建築副主事の確認を申請すべきとき、又は同法第十八条第二項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により建築主事若しくは建築副主事に通知すべきときは、この限りでない。 ２　都道府県知事は、前項の届出を受理した場合において、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画について、その保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から改善の必要があると認めるときは、同項の届出が受理された日から二十一日（第十三条第一項又は第二項の規定により認定を受けた型式に係る浄化槽にあつては、十日）以内に限り、その届出をした者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次項の特定行政庁の権限に係るものについては、この限りでない。 ３　特定行政庁は、第一項の届出を受理した場合において、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画が浄化槽の構造に関する建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しないと認めるときは、前項の期間内に限り、その届出をした者に対し、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画の変更又は廃止を命ずることができる。
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第２条別表１１の2

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	環境政策課
処分の名称	特定既存単独処理浄化槽に対する措置
処分権者	市長
根拠規定	浄化槽法附則第11条
基準規定	浄化槽法附則第11条第１項、第２項、第３項、第５項、第６項 周南市浄化槽設置等に関する指導要綱第21条第3項、第4項、第5項
処分基準	浄化槽法附則第11条 （特定既存単独処理浄化槽に対する措置） 第十一条　都道府県知事は、既存単独処理浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第百六号）附則第二条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。）であつて、第十一条第二項の規定において準用する第七条第二項の規定による報告その他の情報から判断してそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの（以下「特定既存単独処理浄化槽」という。）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができる。 ２　都道府県知事は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。 ３　都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。 ４　前三項に定めるもののほか、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関し必要な事項は、環境省令で定める。 ５　第三項の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。 ６　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。
不利益処分をしようとする場合の手続	弁明の機会の付与
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第２条別表１１の2